

防災物品

使っていますか??

カーテンやマット等を
購入前に確認しましょう!

防災とは

防災とは、「燃えにくい」性質のことであり、繊維など燃えやすいものを改良して防災の性能を与えると、小さな火源に接しても容易に着火せず、着火しても自己消火性により燃え広がらないことです。

防災規制とは

カーテン等のように垂れ下がっているものや、合板の看板等の立ち上がっているものは、いったん着火するとその火が立ち上がり周辺に拡大します。また、じゅうたん等は、たばこ等の火気により非常に着火しやすいです。

火災を拡大させない為に必要なんだね!!



そこで、特に火災予防の徹底が必要とされるホームセンター等の人が多く出入りする施設や、老人ホーム等の避難が困難な人がいる施設において使用されるこれらの物品については、防災性能を有する防災対象物品(防災物品)の使用が消防法によって義務づけられています。

防災規制の対象となる建物とは

【・劇場・映画館・集会場・キャバレー・遊技場・風俗店舗・カラオケボックス・飲食店・物品販売店舗
・ホテル・旅館・病院・福祉施設・保育所・特別支援学校・公衆浴場・テレビスタジオ…等】

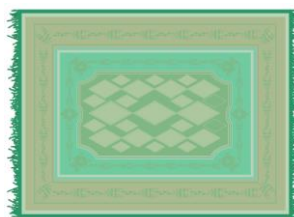
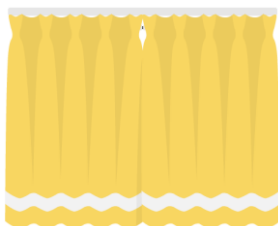
色々な人が出入りする建物が対象!



防災物品の指定

防災物品とは、政令で定める基準以上の防災性能を有するもので、次に掲げる物品を指します。

- ① **カーテン**：幕の一種で、窓、出入り口等の開口部等の目隠し、室の仕切り又はベッドの囲い等に用いるもの。
- ② **布製ブラインド**：窓、出入り口等に日よけ、目隠し等を行うために用いるもの。
- ③ **じゅうたん等**：じゅうたん、毛せん、カーペット、フックドラッグ、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及び床敷物をいう。
- ④ **展示用合板**：展示用のパネル、掲示板、バックボード、仕切り用パネル等に使用される合板をいうが、壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板は該当しない。



※この他にも指定されている物品がありますので、詳細は消防本部予防課までご連絡ください。

防災表示とは

使用する防災物品が、法律で定める基準以上の防災性能を有するものかどうかを外見で判断することは難しいです。

洗濯方法には
注意しよう!!

そこで防災物品には、その防災性能を有する旨の表示（**防災表示**）を付することができるかとされています。

また、防災表示を付する場合には、防災物品毎に見やすい場所に定められた方法で表示しなければいけません。

※防災物品は洗濯方法により防災性能を失うものがあるので、よく**防災表示を確認**しましょう!!



防災製品とは

消防法に規定する防災物品以外の衣類、寝具類などの繊維製品について、火災予防に有効でその使用が**推奨**されているものとして、「防災協会」という団体が独自の制度により「**防災製品**」として認定しています。

※防災製品の使用はあくまで**推奨**されている範囲ですが、消防が火災予防上適切ではないと判断した場合は、**指導**をさせていただきます事もあります。

Q&A

Q:のれんや布製のつい立は、防災規制の対象になる？

A:お見込みの通りです。

どちらも規制対象となり、基本的に布製の幕類で下げ丈が概ね1メートル以上のものは、規制対象となります。その他の材質でも同仕様用途の製品は対象となります。

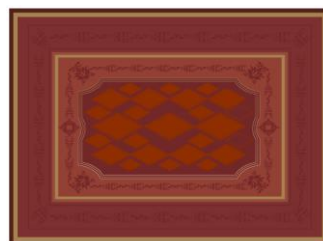
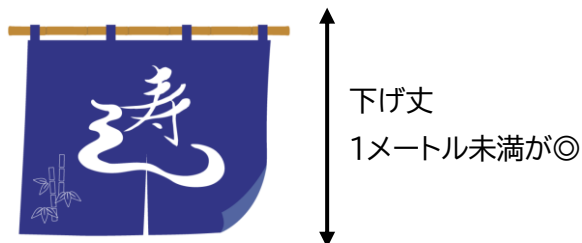
ただし、火災予防上支障がないと判断できたものは、この限りではありません。

Q:大きさが1.4×2.0メートルのじゅうたんは規制対象となる？

A:お見込みの通りです。

じゅうたんやマット等の敷物は概ね2平方メートル以上のものが規制対象となります。

また、ジョイントマットの様な繋ぎ合わせるものについても、上記の大きさを超えるものは規制対象となります。



大きさが2平方メートル未満のものが◎

【問い合わせ先】 かすみがうら市消防本部 予防課

TEL 0299-59-0119